

東京大学大学院工学系研究科附属 AI イノベーション研究センター規則
(令和 8 年 5 月 1 4 日 制定)

(設置)

第 1 条 東京大学大学院工学系研究科（以下「工学系研究科」という。）に AI イノベーション研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、工学系研究科附属教育研究施設として、AI 分野の技術革新に関する教育研究を行うことを目的とする。

(センター長)

第 3 条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、工学系研究科の専任教授のうちから研究科長が推薦し、工学系研究科教授会の議を経て、決定する。
- 3 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営委員会)

第 4 条 センターに、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センターの運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 委員長は、センター長をもって充てる。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者に研究科長が委嘱する。
 - (1) 副研究科長 1 名
 - (2) センター専任の教授または准教授
 - (3) 工学系研究科内の関連する専攻等の教授または准教授 若干名
 - (4) 学内の専任の教授または准教授 若干名
 - (5) その他センター長が必要と認めた本学教職員 若干名
- 6 前項第 3 号から第 5 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第 5 条 センターの事務の処理については、別に定める。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営その他の必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命されるセンター長の任期は、第 3 条第 4 項本文の規定にかかわらず、令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。